

よくあるご質問

Q 1 死亡診断書の写しは市役所で取得できますか？

A 1 市役所で発行できるのは、下記のような場合に限られます。

- 各種公的遺族年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の請求
- 郵政民営化前に加入した簡易生命保険の死亡保険金請求（支払額が 100 万円を超えるものに限る。）
- その他、法令などで提出が義務付けられているもの（例：労災）

※該当の年金証書、保険証書を必ずご持参ください。（手数料：1 通 350 円）

※民間会社の保険請求を理由とするときは、市役所での交付はできませんので、

死亡の確認をされた病院または医師から死亡診断書の交付を受けてください。

※一定の期間（死亡届提出後おおむね 1 ヶ月）を過ぎると請求先は管轄法務局になります。

Q 2 死亡届を出したらすぐに死亡記載のある戸籍は取得できますか？

A 2 死亡届を出して戸籍に死亡の記載がされるまでには数日を要します。

通常は 1 週間程度ですが、もう少しかかる場合もありますのでご了承ください。

本籍地以外へ届出された場合は、受理地から本籍地へ届書を送付して処理するため、さらに日数がかかります。コンビニ交付も同様に日数がかかります。

Q 3 相続のため、亡くなった人の戸（除）籍が必要になりましたが、どのように請求すればよいですか？

A 3 まずは提出先に、どのような記載がある戸籍が必要か確認してください。（例：亡くなった方の死亡の記載がある戸籍、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍、〇〇様と△△様の関係がわかる戸籍、等）

例えば、出生から死亡までの戸籍が必要な場合、婚姻などで戸籍が新しく作られたり、転籍したり、戸籍法の改正で戸籍が改製されることがあるため、ひとつの戸籍に全ての内容が記録されているわけではありません。従って、その方の現在の戸籍だけでなく、戸籍を遡って出生当時の全ての戸籍を集めることになります。

まず、亡くなったときの本籍地で「出生から死亡までの戸籍」を請求してください。出生まで遡れなかった場合は、戸籍に記載してある従前戸籍を確認し、順次集めていくことになります。

戸籍証明書の種別	説明	料金
戸籍謄本（全部事項証明書） 戸籍抄本（個人事項証明書）	戸籍謄本とは戸籍に記載されているすべての方について証明したもの。戸籍抄本は必要な方の分を抜き出して証明したもの。電算化後の戸籍ではそれぞれ全部事項証明書・個人事項証明書といえます。	1 通 450 円
除籍謄本 除籍抄本	戸籍に記載されている方すべてが婚姻・死亡・転籍等により除かれた戸籍を「除籍」といいます。	1 通 750 円
改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本	戸籍法の改正により、戸籍を新しい様式に書き替えた際の、書き替えられる前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。	

本籍地が八幡浜市以外の方でもお住まいの市区町村役所（場）で戸籍証明書の取得が可能です



ご逝去に伴う手続きについて

このたびのご親族様のご逝去につきまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、ご心痛のところ誠に恐縮ですが、該当する手続きをご確認の上、落ち着いた頃にご来庁いただきますよう、お願い申し上げます。

週明けや休日・連休明けは多くの方が来庁され、窓口が非常に混み合います。また、12 時から 14 時は窓口の職員が少なくなるため、窓口が混雑しやすくなります。できるだけこれらを避けた来庁について、ご協力いただけますと幸いです。

【ご持参いただくもの】

亡くなられた方のもの

以下のものをお持ちのものがございましたらご持参ください。

無くされたり、探しても見つからない場合は、お持ちいただかなくても手続きは可能です。

- 印鑑登録証
- 住民基本台帳カード
- マイナンバーカード又は通知カード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額認定証
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 子ども医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証
- 児童扶養手当証書
- 受給中の年金証書、年金手帳
- その他、市役所から交付された証書類

ご遺族のもの

- 印鑑（法定相続人・喪主）
- 預金通帳（法定相続人・喪主・児童手当等支給対象児童）
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等）
- マイナンバーカード又は通知カード
- 来庁者の本人確認
  - ※写真つきのもの 1 点（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
  - ※写真のないもの 2 点（被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳、通帳等）

※法定相続人・喪主以外の方、亡くなった方と別世帯の方や配偶者・直系以外の方が手続きを行う場合は委任状が必要となる場合があります。

あらかじめお問合せください。

八幡浜市役所 （代表）0894-22-3111


## 市役所で行う 主な手続き

★まず、市民課③窓口（保内庁舎は保内庁舎管理課）へお越しただければ、各お手続きへ順次ご案内いたします。

チェック	手続き内容	対象者	手続き場所	
<input type="checkbox"/>	火葬場使用料納付書の交付	土日・祝日・夜間等、時間外に死亡届を受付した方	八幡浜庁舎 1階 (※保内庁舎1階 保内庁舎管理課でも可)	
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返還	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方		市民課③窓口
<input type="checkbox"/>	年金受給者の死亡届 未支給年金・各種給付請求手続き	国民年金に加入されている方 国民年金・厚生年金を受給されている方		市民課④窓口
<input type="checkbox"/>	(後期高齢者医療)被保険者証の返還・葬祭費の支給請求	後期高齢者医療に加入されている方		市民課⑤窓口
<input type="checkbox"/>	(国民健康保険)被保険者証の返還・葬祭費の支給請求	国民健康保険に加入されている方		市民課⑥窓口
<input type="checkbox"/>	各種医療費受給者証の返還	医療費受給者証(子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭)をお持ちの方		社会福祉課⑩窓口
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳等の返還	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	子育て支援課⑪窓口	
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当各種届	児童手当・児童扶養手当受給者の方		

## 市役所等で行う その他の手続き

★該当する手続きがありましたら、必要なもの等をご確認の上、お手続きをお願いします。

チェック	手続き内容	対象者	手続き場所	
<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届	市税(市県民税、固定資産税等)が課税されている方	八幡浜庁舎 2階	
<input type="checkbox"/>	原付・小型特殊車両の廃車又は名義変更	原付・小型特殊車両をお持ちの方		税務課市民税係 税務課固定資産税係
<input type="checkbox"/>	犬の所有者変更	犬を飼われている方		税務課庶務・徴収係
<input type="checkbox"/>	戸別受信機の返還	戸別受信機が設置されている一人世帯の方		生活環境課環境衛生係
<input type="checkbox"/>	市営住宅に関する届出	市営住宅に入居されている方		総務課危機管理・原子力対策室 (保内庁舎管理課でも可)
<input type="checkbox"/>	農地の所有者変更	農地を所有されている方		財政課住宅係
<input type="checkbox"/>	森林の所有者変更	森林を所有されている方	4階	
<input type="checkbox"/>	上下水道使用廃止届・名義変更届	今後上下水道の使用予定がない方、名義変更する方		農業委員会農地係 農林課農林振興第2係 水道課
<input type="checkbox"/>	漁業集落排水処理施設、合併浄化槽に関する届出	今後使用予定がない方、名義変更する方	水道課	
<input type="checkbox"/>	緊急通報装置・福祉電話の返還	利用者	下水道課生活排水係	
<input type="checkbox"/>	相続登記	不動産(土地・建物)を所有されている方 ・不動産を所有する方が亡くなった場合、相続登記が必要です。詳細については、右記までお問合せください。 ※登記申請に関する相談は、事前の予約が必要です。 ・「法定相続情報証明制度」をご利用ください。	保健センター(松柏) 24-6626 松山地方法務局大洲支局 大洲市東若宮2番地8 (0893) 50-5055 ※所有者不明土地問題解消のため <b>相続登記の申請が義務化</b> されています。詳細 ⇒ 	

## 八幡浜庁舎



## 保内庁舎

